預金商品説明書

令和７年２月３日現在

商　品　名 （愛　称）	退職金専用定期預金「ココカラ＋（プラス）」（２７）

ご利用いただける方	・当金庫に退職金を振込・預け入れまたは、他行から預け替え（※）をされたご本人で、以下の条件を満たす方。 （１）退職金の受取日から６か月以内の方。 （２）過去に退職金専用定期預金のご利用のない方。 （３）年金受取・予約を条件とする場合の年金予約は、満５０歳以上の方。 ※退職金であることを確認させていただくことがあります。
取扱の期間	取扱期間をもって販売していますので窓口等でご確認ください。
お預入れ期間	・６か月 ・自動継続（元金継続、元利金継続）のみのお取扱いとなります。
お預入れ方法 (1) お預入れ方法 (2) お預入れ商品 (3) お預入れ金額 (4) お預入れ単位	 ・一括預入 ・自由金利型定期預金〈M型〉スーパー定期・〈M型〉スーパー定期300・大口定期預金 ・スーパー定期・・・１００万円以上１，０００万円未満 ・大口定期・・・１，０００万円以上 ・１円単位
払戻方法	・満期日以後に一括してお支払いします。
利　　息 (1) 適用金利

預金商品説明書

令和７年２月３日現在

商　品　名 （ 愛　称 ）	退職金専用定期預金「ココカラ＋（プラス）」（２７）

苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置･･･本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部（9時～17時、電話:083-922-2700）までお申し出ください。 ・紛争解決措置･･･東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域(例えば山口県等)の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考	・この定期預金は、他の金利上乗せ定期預金商品との併用はいたしておりません。 ・ＡＴＭでのお取扱いはできません。 ・総合口座でのお取扱いはできません。 ・この預金は預金保険制度の対象商品です。当金庫お預入預金について、お一人様あたり元本合計１，０００万円までとその利息が保護されます。

萩山口信用金庫